
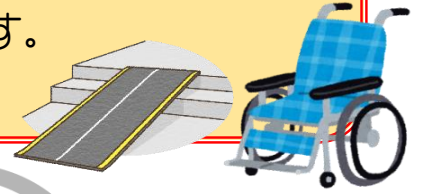



「車イス等貸出事業」のご案内

病気やケガ等で、「車イス」や「車イス用ワンタッチスロープ」が一時的・緊急的に必要になった方に、無料で貸出します。車イスは、市民の方や企業団体・学校からの寄付によるものです。大切にお取り扱いください！



どんな人が借りることができるの？


※使用責任を明確にするため、原則使用者または親族が申請をおこなってください。



使用者又は申請者が東根在住・在勤・在学であれば、年齢に関係ありません。




どのくらいの期間借りることができるの？



1か月を基本とします。一旦返却し、車イス等の状態を確認したうえで、更新申請すれば1か月単位で延長は可能ですが、最長でも3か月になります。



料金は？



無料です！
但し、故意による破損や紛失等については、借用者に修理・代償をお願いすることがあります！

※詳細は裏面をご覧ください

=車イス貸出の例=



- ① 介護保険認定の申請中のため、介護サービス利用までの間借りたい⇒ **OK**
※介護保険制度等で車イスのレンタルができる方は制度の利用が優先です
- ② ケガや骨折のため緊急的・一時的に借りたい⇒ **OK**
- ③ 旅行や外出のため、車イスを借りたい⇒ **OK**
- ④ 市外在住の親が来訪し、市内の観光名所を案内したいので借りたい⇒ **OK**
- ⑤ その他⇒ **ご相談ください**

車イス等使用にあたってのお願い

- 車イスの保有台数に限りがあるので、在庫状況によっては貸出ができない場合や、希望する車イスを借りることができない場合がございます。
- 破損や紛失等があった場合は、直ちに連絡ください。但し、故意による破損や紛失等については、使用者が修理・代償してください。
- 使用中に生じた汚れは、使用者で落とし、使用前の状態に戻す努力をしてください。
- 使用中に発生した事故については、東根市社会福祉協議会では一切責任は負いませんので、安全に留意して使用してください。

申請・お問い合わせ
東根市社会福祉協議会
☎0237-41-2361